

2023年09月22日

意見陳述書 1

原告ら訴訟代理人

弁護士 河原 昭文

(はじめに～本件訴訟の意義)

2014年7月1日、安倍政権は集団的自衛権容認の閣議決定を行い、そして、国会は集団的自衛権行使を可能にした新安保法制法を2015年9月19日未明、混乱のうちに成立させた。憲法は恒久平和主義を基本原則とし、9条では国際紛争を解決する手段としては武力の行使をしないことを宣言し、そのことから、集団的自衛権の行使は、現憲法下ではあり得ないこととされてきた。私たちは、この憲法下で、厳しい国際状況においても、他国を侵略することなく、戦争に巻き込まれることもなく、戦争によって誰一人殺すこともなく、平和のうちに安心して暮らしてきた。この閣議決定と新安保法制法の成立は、こうした暮らしを一変させてしまった。このことは、明らかに人格権の侵害であり、疑いもなく平和的生存権の侵害である。

現憲法下で集団的自衛権の行使が容認されないことは、長年にわたって立法、行政、司法において揺るぎない一貫した憲法解釈であって、ほとんどの憲法学者をはじめ、国民の多くが憲法規範として意識してきたことであった。現憲法は太平洋戦争においてアジア諸国で約2000万人、国内でも310万人とも言われている犠牲者をだしたことの深い反省と平和を求める国際世論の高まりのなかで生まれたものである。しかし、閣議決定で集団的自衛権を容認し、集団的自衛権行使を内容とする新安保法制を合憲の法律であるとして強引に成立させたことは、国民の声を反映させる所定の手続きを経ないで「改憲」したものであって、私たち国民参加のなかで行われるべき憲法改正権を侵害したのである。

憲法の基本原理までも破壊する新安保法制法の成立をそのまま看過することはできなかった。こうして、新安保法制法の違憲性を問う裁判は、全国22地方裁判所で25件の訴訟、原告数は約8000名という全国規模の訴訟となり、本件訴訟もそのなかの一つである。

本件訴訟は、行政が憲法を無視し、国会において明白に違憲の立法を行って、人権侵害をしたが故に、原告らが司法に救済を求めているものである。しかし、原判決は無責任にも「裁判所が何らかの憲法判断を示すことにより問題が解決され、高度に政治的国際的課題でもある平和が維持されて国民の生命・身体等の安全が守られるという単純な関係にもない」と司法の役割を完全に放棄している。明白な違憲の法律によって私たちの人権が侵害されているのである。裁判所は、この事実を真正面から受け止め、司法の役割である人権侵害の救済の判断を求める。

(憲法判断の必要性)

1. 本件において、控訴人らは、内閣が2014年7月1日の閣議決定で集団的自衛権を認め、これに基づいて安保法制を国会に提出して、国会がこれを可決した（以下、「本件各行為」という）が、本件各行為は一見極めて明白に違憲、無効であり、本件各行為によって、控訴人らの平和的生存権、人格権、憲法改正・決定権が侵害されたと主張した。

しかしながら、原判決は、控訴人らが主張する権利の存在を否定し、控訴人の損害賠償請求を棄却した。

2. 原判決は本件各行為の違憲性について、判断しなかった。

しかし、裁判所は本件各行為の違憲性について、判断すべきである。

その理由は次のとおりである。

(1) 内閣は2014年7月1日の閣議決定で集団的自衛権の行使を認めた。しかしながら、

憲法9条は個別的自衛権は認めるものの、集団的自衛権は認めないというのが政府の有権解釈であり、国会もこれを認め、ほとんどの憲法その他の学者も同様であった。

ところが、安倍内閣は閣議決定で集団的自衛権を認め、これに基づいて安保法制を国会に提出し、可決させてしまった。

しかし、政府が何と言いつつ、集団的自衛権の容認は一見極めて明白な憲法違反である。

集団的自衛権の容認によって、日本は他国への武力攻撃によって、日本国民の生命、自由、幸福追求の権利が根底から覆えされる明白な危険がある場合には、日本が攻撃されていなくても武力を用いて対処することができるようになった。しかし、日本が武力を行使すると、相手も必ず反撃してきて、日本は否応なく、他国の紛争に巻き込まれる。そうすると、政府が集団的自衛権の行使によって守ろうとした日本国民の生命、自由、幸福追求の権利が損壊されることは明らかである。

集団的自衛権の容認は、一見極めて明白な憲法違反であり、絶対に認められない。

(2) 政府は、集団的自衛権の容認に加えて2022年12月16日、敵基地攻撃能力の保有を明言した。

しかしながら、集団的自衛権の行使として敵基地攻撃を行った場合、相手国からみれば日本を攻撃していないのに日本から攻撃を受けたこととなり、まさしく国際法が禁止する先制攻撃となる。当然のことながら相手国から猛攻撃を呼び込むこととなる。先日、終戦記念日の特集として、テレビで再三東京大空襲の映像が流れた。全滅した東京の姿が克明に映っていたが、敵基地攻撃によって相手国から反撃を受けた場合、同じような惨状になることを現実味をもって警告するものであった。さらに原発への攻撃が加わるならば、我が国全体が壊滅状態になることは火を見るよりも明らかである。

3. 以上にのべた日本の壊滅的な状況は、集団的自衛権の容認、安保法制、敵基地攻撃能力の保有によって引き起こされるものであり、これを防ぐには、集団的自衛権の容認、安保法制、敵基地攻撃能力の保有が憲法違反であり、無効であることを宣言する他ない。そして、それができるのは裁判所しかないのである。

4. 裁判官の皆さん。憲法違反である集団的自衛権の容認、安保法制、敵基地攻撃能力の保有によって、1億2千万の日本人の未来は極めて危ういものになっている。この状況を変えて、平和で明るい日本の未来を作りうるのは、今や裁判官の皆さんしかいないのである。上記の憲法違反の数々を明確に憲法違反であり、無効であると宣言することによって、それを成し遂げることができるのである。

裁判官の皆さん。どうか時の政府に忖度することなく、憲法によって課せられた使命——その良心に従い、独立してその職権を行い、この憲法及び法律にのみ拘束される——を忠実に守り、明るく、平和な日本の未来を作ってください。

どうかよろしく申し上げます。

以上